

議案第92号

尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町の協議により定めることについて、議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分する必要があるからである。

尾張農業共済事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

記

尾張農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて一宮市に帰属させるものとする。

この協議書の成立を証するため本書18通を作成し、組合市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
春日井市長	伊藤太
犬山市長	田中志典
江南市長	堀元
小牧市長	山下史守朗
稲沢市長	大野紀明
尾張旭市長	水野義則
岩倉市長	片岡恵一
豊明市長	石川英明
日進市長	萩野幸三
清須市長	加藤静治
北名古屋市長	長瀬保
長久手市長	吉田一平

東 郷 町 長
豊 山 町 長
大 口 町 長
扶 桑 町 長

川 瀬 雅 喜
鈴 木 幸 育
鈴 木 雅 博
江 戸 満